

京都市保育所条例の一部を改正する条例（平成28年3月30日京都市条例第61号）  
（保健福祉局子育て支援部保育課）

京都市錦林保育所及び京都市砂川保育所については、本市が設置し、運営してきたものですが、今後は、これらの施設の設置及び運営を民間事業者に移管し、効率的かつ効果的な保育を実施することが望ましいと考えられることから、本市の施設としてのこれらの保育所を廃止することとしました。

この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

京都市保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 61 号

京都市保育所条例の一部を改正する条例

京都市保育所条例の一部を次のように改正する。

別表京都市錦林保育所の項及び京都市砂川保育所の項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部保育課)